



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL <https://tax-aozora.com>

9月1日は防災の日です。大雨等による災害が発生しやすい季節です。自社の防災対策が十分かどうか、今一度見直してみたいかがでしょうか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

給与所得の源泉徴収票 新様式の変更点

令和7年度税制改正により、新しい所得控除(特定親族特別控除)が創設されたことで、「給与所得の源泉徴収票」の様式も改正されました。主な変更点を確認します。

◆特定親族特別控除とは◆

居住者が19歳以上23歳未満の一定の親族等(以下、特定親族)を有する場合に、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円が控除できる所得控除を、「特定親族特別控除」といいます。給与所得者が年末調整時に適用を受けるには、給与の支払者へ特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

◆新しい「給与所得の源泉徴収票」◆

今年12月以降の「給与所得の源泉徴収票」の主な様式の変更点は、次のとおりです。

(1)特定親族等の数の記載

「控除対象扶養親族の数」欄の中に、特定親族等の数を記載する欄が設けられ、「控除対象扶養親族等」の数となりました。

● 現行										
控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										
特 定		老 人			そ の 他					
人	従人	内	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人
● 改正後 (赤線、赤枠が改正部分)										
控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										
特 定		老 人			そ の 他		特 親			
人	従人	内	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人

(2)特定親族特別控除の額の記載

年末調整により控除した特定親族特別控除の額を記載する欄が新たに設けられました。

● 現行 (記載欄なし)									
● 改正後 (赤枠が改正部分)									
特定親族特別控除の額					社会保険料等の金額				
				千 円 内					千 円

(3)特定親族の氏名等の記載

「控除対象扶養親族」の氏名等を記載する欄について、特定親族等も記載できるように、「控除対象扶養親族等」となりました。

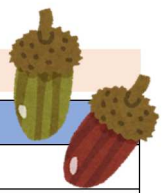
● 現行									
控除対象扶養親族	2	(フリガナ)							区 分
		氏名							
		個人番号							
	3	(フリガナ)							区 分
	氏名								
	個人番号								
● 改正後 (赤線が改正部分)									
控除対象扶養親族等	2	(フリガナ)							区 分
		氏名							
		個人番号							
	3	(フリガナ)							区 分
	氏名								
	個人番号								

なお、実務上は12月より前から使用しても問題ありません。ご利用のソフトウェア等の状況に応じて、対応しましょう。

参考：国税庁 HP 「給与所得の源泉徴収票(同合計表)」 「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係) Q&A(令和7年5月)」

お仕事カレンダー

9月10日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(8月分)
9月30日(月)	健康保険・厚生年金保険料の支払期限(8月分)
	7月決算法人の申告・納税、1月決算法人の予定納税申告・納付期限(9月30日期限)
	(前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・10月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(9月30日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



万博の入場券と税金 損金処理のポイント

日本で開催する国際博覧会の入場券の購入費用等については、一般的な場合と比べて税務上の取扱いが異なる部分があります。これは、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博、以下、万博)においても同様です。

この異なる部分を中心に、損金処理のポイントを確認します。



取引先等へ渡す場合

法人が万博の入場券を購入し、これを販売促進等の目的で、その入場券のみを取引先等へ渡す場合には、税務上この入場券の購入費用は、交際費等ではなく販売促進費等(=損金)として処理をする旨を国税庁は示しています。

万博は国をあげた大きなイベントです。万博の入場券を法人が購入することは、法人の協力姿勢をみせるものであり、法人のイメージアップにつながると考えられます。そのため、ブランディング戦略の一環などで渡すのであれば、損金として認められます。

ポイントは、主に次の2つです。

- 目的は販売促進等であること。(単なる費用負担など、販売促進等以外の目的である場合は、販売促進費等として認められないと考えられます。)
- 入場券のみであること。(付随する交通費や飲食代なども含む場合には、販売促進費等として認められないと考えられます。)

取引先等へ渡したときに、損金の処理を行います。

ちなみに、入場券を受け取った側は「雑収入」などを相手科目に資産計上し、その後は実際の利用状況に応じて処理を行います。万博の閉幕時点で手元に残っている場合は、「雑損失」などの科目で処理しましょう。

従業員の福利厚生

従業員の慰安会やレクリエーション等を目的とした万博の入場券の購入費用、および通常要する交通費や宿泊費等については、その従業員の家族分も含めて福利厚生費として認められます。これも、国税庁が示しています。

ポイントは、主に次の3つです。

- 全従業員を対象とするなど、通常の福利厚生費として認められる前提を具備していること。(特定の者を対象とする等は、福利厚生費として認められません。)
- 入場券代だけでなく、通常要する交通費や宿泊費等も含めてOK。(取引先等とは異なります。)
- 従業員の家族分も含めてOK。(通常は、家族分は福利厚生費として認められません。)

入場券の購入費用は、原則、使用したときに損金(必要経費)の処理を行います。従業員へ渡したときでも認められます。

消費税の取扱い

万博の入場券は、消費税は「物品切手等」に該当します。つまり、入場券を購入した者ではなく使用した者が、原則、仕入税額控除の適用を受けることができます。

仕入税額控除の適用を受ける際には、簡易インボイスの記載事項の充足方法や保存すべき書類等に、ご注意ください。

参考：国税庁「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」に係る費用の税務上の取扱いについて」 他



お 仕 事 備 忘 録

- 1. 社会保険料 定時決定結果の反映...**7月に提出した算定基礎届に基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を適用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料納付は、9月分(10月末納付分)からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング(翌月控除、当月控除)については各社で取扱いをご確認ください。
- 2. 地域別最低賃金の改定額の公示...**2025年度の地域別最低賃金が公示される時期です。都道府県により、改定額と発効月日が異なります(10月1日以降に発効)。自社の従業員について、最低賃金を下回る設定になっていないか調べておきましょう。